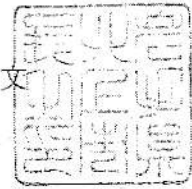


6 北ス第113号  
令和6年5月24日

御中

北上市長 八重樫 浩 文



発 注 書

令和6年5月24日付けで見積りいただきました件について、次のとおり発注します。  
記

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 1 件 名     | 展勝地プール水質測定業務委託                 |
| 2 履 行 場 所 | 北上市立花10地割地内                    |
| 3 請負代金額   | <div>うち取引に係る消費税額及び地方消費税額</div> |
| 4 履 行 期 間 | 令和6年5月24日から令和6年8月31日まで         |
| 5 内 容     | 別紙のとおり                         |

担 当 まちづくり部スポーツ推進課施設係  
主 事 佐藤 歌鈴  
連絡先 0197-72-8313

## 展勝地プール水質測定業務仕様書

1 水質測定の計量項目は次のとおりとする。

- (1) 遊離残留塩素
- (2) 水素イオン濃度
- (3) 大腸菌
- (4) 一般細菌
- (5) 過マンガン酸カリウム消費量
- (6) 濁度
- (7) 総トリハロメタン

2 水質測定の回数は3回とし、測定期日は委託者が指示するものとする。

3 受託者は水質測定後、結果を委託者へ2週間以内に提出すること。

4 委託者は、受託者に業務完了後請求に基づき、正式な請求書が届き次第1か月以内に支払うものとする。

5 受託者が、次の各号に該当する場合、委託者は契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しない場合
- (2) 契約解除の申し出があった場合

6 この契約に定めのない事項及びこの契約により難い事項が生じた場合は委託者、受託者間で協議して決定するものとする。

6 北ス第131号

令和6年5月31日

御中

北上市長 八重樫 浩 文

発 注 書

令和6年5月31日付けで見積りいただきました件について、次のとおり発注します。

記

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 1 件 名     | 展勝地プール濾過装置保守点検業務委託             |
| 2 履 行 場 所 | 北上市立花10地割地内                    |
| 3 請負代金額   | <div>うち取引に係る消費税額及び地方消費税額</div> |
| 4 履 行 期 間 | 令和6年5月31日から令和6年9月30日まで         |
| 5 内 容     | 別紙のとおり                         |

担 当 まちづくり部スポーツ推進課施設係  
主 事 佐藤 歌鈴  
連絡先 0197-72-8313

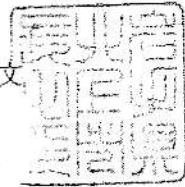
## 北上市民展勝地プール濾過装置保守点検業務仕様書

- 1 保守点検の回数は、契約期間内に3回とする。1回目はプール使用前の試運転点検、2回目はプール使用期間内、3回目はプール使用期間後、ろ過機停止にかかる点検を行うこと。
- 2 保守点検の内容は次のとおりとする。
  - (1) ろ過機本体の性能調査
  - (2) 機械回り配管バルブの漏水及び接続等の点検調整
  - (3) モーターポンプの電気回路故障等の点検調整
  - (4) ろ過機内部の点検調整
  - (5) 塩素滅菌の点検調整
- 3 保守点検業務について不明の点は、委託者の指示に従うこと。
- 4 濾過装置に何らかの障害が起きた際、受託者は可能な限り早急に復旧へ向けての対応をすること。
- 5 部品及び材料等を受託者が使用して修理する場合は、委託者に連絡するとともに、これに要する経費を委託者に請求することとする。
- 6 受託者が、契約期間内に契約を履行しない場合、委託者は契約を解除することができるものとする。
- 7 この契約に定めのない事項及びこの契約により難しい事項が生じた場合は委託者、受託者間で協議して決定するものとする。

6 北ス第99号  
令和6年5月17日

御中

北上市長 八重樫 浩 文



発 注 書

令和6年5月17日付けで見積りいただきました件について、次のとおり発注します。  
記

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 1 件 名     | 展勝地プール清掃業務委託                   |
| 2 履 行 場 所 | 北上市立花10地割地内                    |
| 3 請負代金額   | <div>うち取引に係る消費税額及び地方消費税額</div> |
| 4 履 行 期 間 | 令和6年5月17日から令和6年6月30日まで         |
| 5 内 容     | 別紙のとおり                         |

担 当 まちづくり部スポーツ推進課施設係  
主 事 佐藤 歌鈴  
連絡先 0197-72-8313

## 仕 様 書

### 1 業務内容は次のとおりとする

#### (1) 清掃範囲

50mプール水槽内

幼児用プール及びそのプールサイドの清掃

詳細は裏面清掃範囲図参照

#### (2) 清掃面積

清掃面積 895.23 m<sup>2</sup> (縦 52.2m×横 17.15m)

302.76 m<sup>2</sup> (縦 17.4m×横 17.4m)

#### (3) その他

幼児用プール内にある噴水及びウォーターライダーも清掃対象とする。

### 2 清掃について

清掃にあたっては、洗剤は使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は委託者と協議するものとする。

### 3 清掃期間

清掃作業は敷地内の水道開栓後とする。

### 4 その他

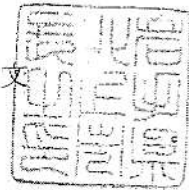
業務にあたっては、他の工作物、物件等に損害を与えないよう、又第三者に損害を与えないように十分配慮すること。

6.北ス第123号

令和6年5月29日

様

北上市長 八重樫 浩 文



発 注 書

令和6年5月29日付けで見積りいただきました件について、次のとおり発注します。

記

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 1. 件 名     | 展勝地プール草刈業務委託                   |
| 2. 履 行 場 所 | 北上市立花10地割地内                    |
| 3. 請負代金額   | <div>うち取引に係る消費税額及び地方消費税額</div> |
| 4. 履 行 期 間 | 令和6年5月29日から令和6年6月30日まで         |
| 5. 内 容     | 別紙のとおり                         |
| 6. 備 考     | 監督員 まちづくり部スポーツ推進課施設係<br>佐藤 歌鈴  |

担 当 まちづくり部スポーツ推進課施設係  
主事 佐藤 歌鈴  
連絡先 0197-72-8313

## 展勝地プール草刈業務委託仕様書

### 1 業務内容は次のとおりとする

展勝地プール敷地を囲うフェンスの内側部分（詳細は裏面作業範囲図参照）の草刈作業を行うもの。

### 2 工程管理

- (1) 受託者は、監督員と作業内容について調整し、適正な進捗管理に努めること
- (2) 各作業内容及び作業日程は、天候、生育状態などを考慮し、プール開始日（令和6年7月1日）に最大の効果が期待できるよう、担当職員と調整し進めるものとする。

### 3 作業に取り組む際の注意事項

- (1) 刈り込み前に、小石、空き缶等を取り除き、周囲に飛散しないようにすること
- (2) カッターによる小石などの飛び跳ねに注意すること
- (3) 樹木や柵などを損傷しないように注意すること
- (4) 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込むこと
- (5) 機械での作業ができない場所は、肩掛け式または手刈りとし、刈り残しのないようにすること
- (6) 除草剤を使用する場合は、人体及び周辺環境に影響のない天然素材由来のものを使用し、散布場所は監督員と協議のうえ決定すること  
また、除草剤の散布は、残留薬による人体への影響を考慮して6月15日までに完了させること
- (7) 刈り取った草等を速やかに清掃し、受託者において適正に搬出処理すること
- (8) 施設の周辺環境との調和及び迷惑防止のため、周辺の美化に努めること

### 4 業務委託金の支払

委託者は、受託者に業務完了後請求に基づき、正式な請求書が届き次第1か月以内に支払うものとする。

### 5 その他

- (1) 受託者は、作業にあたって作業員、地元住民及び周辺通行人などに危険がないよう万全の安全対策を講じること
- (2) 作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全ベルトなどを着用し、安全対策を講じること
- (3) 業務にあたり、他の工作物、物件等に損害を与えないよう、また第三者に損害を与えないように十分配慮すること